

調査票情報をご利用の皆様

調査票情報の

利用手続変更のお知らせ

令和7年3月31日から順次、
システムによる受付に移行します。

※移行されていない調査票情報は従来どおりの利用手続となります。



窓口の
一元化

Webで
手続完結

提供方法
の拡大

詳しくはこちら↓

<マイクロデータ利用のポータルサイト（miripo）>

<https://www.e-stat.go.jp/microdata/>



「調査票情報の利用手続きの電子化等について」で紹介しています



mi ri po

マイクロデータ利用ポータルサイト

リモートアクセスが利用できます！

リモートアクセス利用について

- 利用者自身の拠点(研究室や自宅等)からセキュリティレベルを保ったまま調査票情報等を格納するシステムにアクセスし、分析・集計を行うことができる提供方法(ただし、調査票データそのものは持ち出しできません。)

【利用者側で準備が必要となる環境】

- ・Web ブラウザが動作する PC
- ・インターネット回線
- ・スマートフォン(認証に使用)



【システムのセキュリティ対策】

- ・ 接続方法 :HTTPS による暗号化通信、遠隔操作による画面転送、国内からのアクセスのみ許可
- ・ なりすまし対策 :厳格な本人確認(二要素認証)

【利用要件】

法的根拠	利用形態			代表的な利用例	手数料
	オンサイト利用	リモートアクセス	電磁的記録媒体による提供		
法第 33 条第 1 項第 1 号	可	不可 ※	可	地方自治体による統計の作成	無料
法第 33 条第 1 項第 2 号	可	可	可	科研費の補助を受けて行う研究	無料
法第 33 条の2第 1 項	可	不可	不可	大学に所属する教員の行う研究	有料

※ リモートアクセスの利用可能な範囲

「リモートアクセス」の利用可能な範囲は、今後、順次拡大していく予定ですが、当面の間は科研費の補助を受けて行う研究等の法第 33 条第 1 項第 2 号に基づく申出のみ利用可能となります。

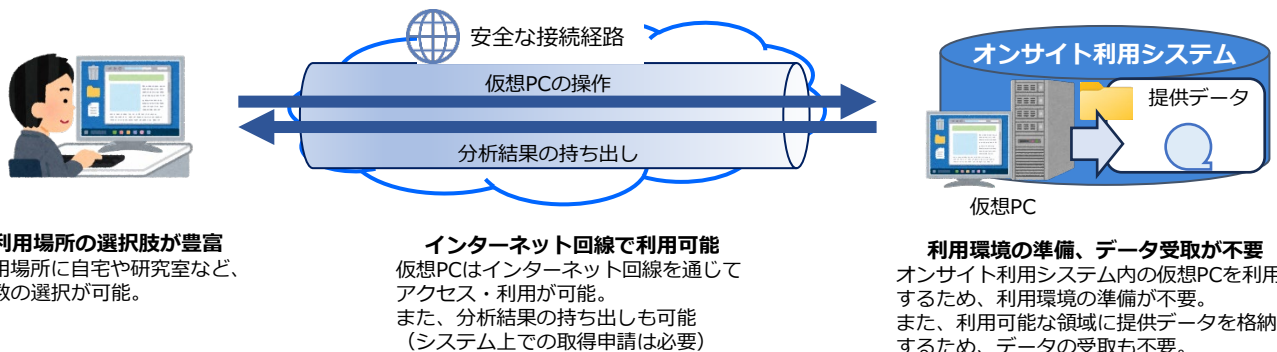
<問い合わせ先>

マイクロデータ利用ポータルサイト(miripo)－マイクロデータ利活用相談
<https://www.e-stat.go.jp/microdata/contact>

総務省統計局は「リモートアクセス」を推奨します。

リモートアクセスは、利用者の自宅や研究室などから、インターネット回線を経由して調査票情報を格納したサーバへアクセスし、サーバ上の仮想PCを遠隔操作して調査票情報を利用する方法

リモートアクセスの利用イメージ



これまでの媒体利用と比べて、**より早く、便利に、安全に、**ご利用になれます。

☑ より早く

提供データが格納された
外部記録媒体の受取



適正管理の基準を満たした
利用環境（場所、PC）の準備



リモートアクセスなら早く利用を開始できる

- 利用手続き完了時にアクセス情報を発行
- 提供データの受取がない

☑ より便利に

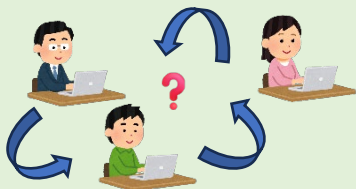
共同研究者への
データの複製



研究室などへの移動

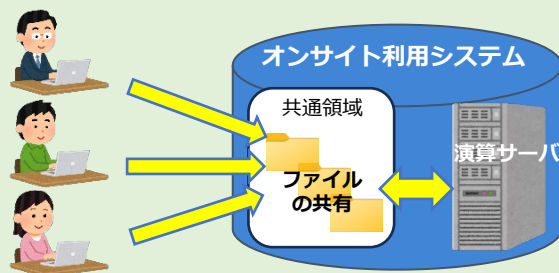


研究成果の共有が困難



リモートアクセスなら便利に利用できる

- 自宅のPCからアクセスが可能
- 同一研究グループ内でのファイル共有が可能
- 共同作業や研究成果の確認が可能
- オンサイト実装の演算用サーバ利用が可能



☑ より安全に

・データの厳重な管理
・利用終了時の確実な廃棄



利用環境（場所、PC）の管理



リモートアクセスなら安全に利用できる

- 利用データの漏洩・紛失等の心配がない
- 利用期間終了時のデータ措置は、運用機関が確実に実施